

様式第 11 号（第 13 条関係）

認定管理計画の認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長

次の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 20 第 1 項の規定により認定を取り消しましたので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

1. 認定番号
2. 認定年月日 年 月 日
（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）
3. マンションの名称
4. マンションの所在地
5. 理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。